

第13回放射線モニタリング指針検討会議事録

1. 開催日時：平成26年10月8日(水) 13:15～17:00

2. 開催場所：日本電気協会 4階 A 会議室

3. 参加者(順不同, 敬称略)

- 出席委員：吉林主査(中部電力), 天野副主査(東北電力), 沼端副主査(日本原燃), 柴(原子力研究開発機構), 岸本(北陸電力), 熊谷(中国電力), 小野寺(電源開発), 太田(日立アロカ), 小田中(東芝), 鳥谷部(日立 GE), 大野(四国電力), 高平(東京電力), 吉野(北海道電力), 五嶋(三菱重工), 伊藤(富士電機) (計15名)
- 代理出席者：川西(日本原電, 伊藤代理) (計1名)
- 常時参加者：仙波 (計1名)
- 欠席委員：山口(九州電力), 柚木(産総研), 荒巻(関西電力), 野原(JAEA, 堀代理) (計4名)
- 事務局：富澤(日本電気協会) (計1名)

4. 配付資料

資料 13-1 委員名簿

資料 13-2 第12回放射線モニタリング指針検討会議事録(案)

資料 13-3 「原子力発電所放射線モニタリング指針」改定比較表(案)

資料 13-4 事故調報告書等 対応事項抽出事項を踏まえた指針改定対応案整理表

資料 13-5 日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」<第1編 軽水炉規格>2012年版の正誤表の発行を踏まえた対応について

5. 議事

(1) 会議定足数などの確認

事務局より、代理出席者を含めて出席委員数は16名であり、検討会決議に必要な条件(委員総数(20名)の3分の2以上の出席)を満たしていることの報告があった。また、前回議事録については資料13-2で確認し、正式な議事録とすることとなった。

(2) 指針改定案比較表(案)検討にあたっての各事業者へのアンケート結果(配布資料無し)
アンケート結果の取り纏め委員より、アンケート結果の説明があった。

(主な意見とコメント)

- ・52条対応の設備は設置するか否か決まっていないのか。
→必要がないというのであれば設置しないこととしている。
- ・規制要求としてはあるが、設置の必要がなければ設置しない(放出する場合は設置が必要)
→それが無いので設置しない。
- ・表の右欄の未定の意味はどういう意味か。
→未定であるが設置する予定はないということ。
- ・この計画からBWRとPWRの状況が違うということを記載しておく必要がある。
→記載することとする。
- ・52条以外の条文で違いはあるのか。

→PWRとBWRで違いは特にはない。

他の条文では54条が相違がある結果となっている。BWRは公設型で対応する結果であるが、PWRは可搬型で対応するという結果である。

・その結果を記載しておいて頂きたい。

→記載することとする。

・42条であるが、1社のみ採取モニタが挙げられているが、どういうモニタか。

→第二フィルタベントのモニタを申請する予定であるため記載した。

・54条、58条、60条の中で法令の要求事項だけは記載されているということか。

→そのとおり

・60条はポスト以外の記載はあるのか。

→1事業者からモニタリングステーションが挙げられている。プロセスモニタという点ではない。

・指針への反映という点からは、エリアモニタは記載できるという結果か。

→そのとおりである。

・前回の検討結果から変更はないということで良いか。

→そのとおり

・今回の結果から、規制要求はあるが指針に反映しないということとなるがそれで良いか。

選択肢としてはあるが、記載の仕方を工夫して記載しておく必要はないか(特に52条対応)。

→放出する場合は、必要に応じて設置するという事で記載する。42条も同様であるが法令要求にあるので記載しておいても差し支えないと思われる。

・耐震クラスの記載については、モニタリングポスト、ステーションについて記載しておく必要があるのではないか。

→ポストの電源は記載しているが、設計上考慮すべき事項は記載していない。

(3) 放射線モニタリング指針改定比較表(案)

資料13-3並びに資料13-4に基づき、各担当委員より、前回以降の検討結果より変更となった点について説明があった。

(主な意見とコメント)

・P15の解説3-4の記載は修正する必要がある。

→基準を削除、同法を追記し、「…を10分間以上放出したとき」について、「「が検出されたとき」に修正する。

・P19のfの規格番号下2桁は「XX」とし、及び～指針名称を削除する必要がある。

→削除する。

・P35の以下の記載は、a,bを付け、aの「場合は」を削除する。また、bの「必要に応じて」は末尾に移動し「必要の都度」に修正する。

・敷地境界…

・必要に応じて、…

・P26の排気モニタによる測定は、事故時計測指針に準じるのであれば、発電所と同様に解説に記載する必要がある。

→追記する。

(4) 指針改定対応案整理表について

・P4の設計想定を超える重大事故への対応の「懸念事項、その他疑問事項欄」の記載事項は実態を踏まえた表現に修正する必要がある。

→修正する。

(5) 指針改定案比較表のその他の記載事項

- ①指針改定案比較表に記載のモニタリングカーの名称については、今後調整していくこととする。
- ② " RW排水モニタについて今後調整する。

(6) 指針の改定作業スケジュール（案）について

以下について、主査より説明があった。

- ①11月14日に第14回放射線管理分科会が開催されるため、この分科会での中間報告をターゲットに改定案比較表の検討を進めていきたい。
分科会に説明後、委員から出された意見・コメント等の対応案の検討にあたっては、出された意見等によっては関係者相互のメールによる審議または必要に応じ作業会等で検討を進めることで対応したいのでご協力願いたい。
- ②11月14日に先立ち、11月11日（火）に分科会長への事前説明を行う予定である。
- ③次回の検討会については、11月7日（金）に開催することとしたい。
- ④次々回の検討会開催は、11月14日、15日、16日に開催することで業務調整願いたい。
- ⑤次の分科会での中間報告は、分科会が開催される11月末の1週間前頃に行うこととしたい。
- ⑥今年度の活動計画では、分科会への中間報告することとなっており、その計画に従い進めていく。
- ⑦次年度は、分科会上程、規格委員会への中間報告、上程と進めていきたい。

(7) 資料の最新化等のスケジュールについて

以下について、主査より説明があった。

- ① 指針改定対応案整理票の原燃（沼端副主査）への提出は10月21日（火）にお願いしたい。
- ②指針改定案比較表の各社への確認依頼は、10月27日（月）とする。
- ③各社の確認結果の原燃（沼端副主査）、東北（天野副主査）への回答は10月31日とする。
- ④分科会への説明資料（PPT）についても分科会前までにコメントがあれば連絡頂きたい。
- ⑤上記以外で何か懸念事項があればそれらを含めて検討したうえで11月14日の分科会に臨みたい。
- ⑥今回の指針改定検討の根拠となるような個別に保持している資料についても、今後改定案の検討が収束していく段階で整理、纏めて分科会、規格委員会に臨みたい。また、これらの資料については、機械学会で発生した規格の誤記防止に関連し、当該指針の改定案の誤記防止に活用することとしたい。

(8) 11月14日の分科会当日の対応について

- ①当日の全体説明は主査、再処理施設関係は日本原燃（沼端副主査）、第3章はMH I（五島委員）に担当して頂くことで考えており、また、天野副主査には分科会委員代理として出席して頂きバックアップしてもらいたいと考えており、協力願いたい。
- ②また、組織内に分科会委員がいる検討会委員は、規格改定案等について事前説明しておいて頂きたい。

(9) 日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」＜第1編 軽水炉規格＞2012年版の正誤表の発行を踏まえた対応について

事務局より、資料13-5に基づき、日本機械学会の保有する規格に誤記が見つかり、正誤表が発行されたことを受け、原子力規制委員会より原子力規格委員会委員長宛に同様の事象が発生しないよう十分留意するよう9月17日付け文書で通知された文書を説明した。この通知を受け、電気協会で既に発行中の規格については、どういうやり方で誤記チェックを行う

か3学協会規格類協議会で検討中である。また、現在改定案検討中の規格に対しては、誤記を発生しないように十分に確認して頂きたいとの趣旨から、検討会委員各位に周知させて頂く旨説明した。

(10) その他

次回の検討会は、11月7日(金) 13:15(日本電気協会B会議室)から開催することとした。

また、次回の放射線管理分科会は、11月14日(金)に開催する予定であることを事務局より周知した。

以上